

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

〔第 1 問〕 次の【設問 1】および【設問 2】について、判例があれば判例の考えに照らして、それぞれ簡潔に答えなさい。（配点 40 点）

【設問 1】

不動産取引における民法 94 条 2 項の類推適用法理を、公信の原則との違いに留意しながら、具体例を挙げて 15 行以内で説明しなさい。なお、登場人物は、A、B、C…を使用すること。

【設問 2】

A は、アンティーク時計甲を所有していたが、B が甲をいたく気に入ったので、B に対して甲を売却した。その際、B の希望によって、しばらくの間は A が甲を保管することになった。A と B との間で甲の売買契約が締結された後、A は、甲を C にも売却したが、C の承諾を得て引き取り甲を手元に置いていた。この場合、C は、B に対して、甲の所有権取得を主張することができるかを、10 行以内で検討しなさい。

〔第 2 問〕 次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。なお、【設問 1】および【設問 2】は相互に独立した問題である。（配点 60 点）

【事例】

1. A は、絵画の販売を個人で行っている者であるが、B 美術館に対して、A が所有する絵画乙を購入してほしいという申込みを行った。乙は著名な画家の作品であり、B 美術館としても乙を所蔵品に加えたいと考えたが、個人との取引経験がなかったことから、一旦は態度を留保した。その後、A が、保証人を立てるので、是非とも乙を購入してほしい旨の連絡を改めて行ってきたことから、B 美術館もこれを承諾することにした。その結果、次のような内容の契約が締結された。
2. まず、A と B 美術館との間で、A が、B 美術館に対して、乙を代金 2000 万円で売却するという趣旨の契約（以下「本件売買契約」という。）が締結された。本件売買契約には、違約金等に関する特別の合意は存在していなかったが、B 美術館は、代金の半額（1000 万円）を契約締結時に、残りの半額（1000 万円）を乙の引渡しから 1 ヶ月後に支払うという特約が存在していた。B 美術館は、この特約に基づき、本件売買契約を締結した日に、A に対して 1000 万円を支払った。
3. 次に、B 美術館と A の知人 C との間で、C が、B 美術館に対して、本件売買契約により A が売主として負担する債務を、A と連帯して保証するという内容の契約（以下「本件連帯保証契約」という。）が締結され、これを証する書面も作成された。なお、本件連帯保証契約には、C の連帯保証債務の範囲について、上記以外の合意は存在していない。

4. 本件売買契約に定められた乙の引渡日の1週間前に、B美術館は、Aより、Aの失火が原因で乙が焼失したという連絡を受けた。B美術館は、乙の特別展を開催する企画を立てていたが、乙の焼失により特別展を開催することができなくなり、100万円の損害をこうむった。

**【設問1】**

B美術館は、Aの債務不履行を理由として本件売買契約を解除した。B美術館は、Cに対して、本件連帯保証契約に基づきどのような請求をすることができるか。

**【設問2】**

AとB美術館は、本件売買契約を合意により解除することにした。その際、Aは、B美術館に対して、既に受領した1000万円の返還と損害100万円の賠償をすることを約した。B美術館は、Cに対して、本件連帯保証契約に基づきどのような請求をすることができるか。